

目黒区無電柱化推進計画案について

1 経緯等

国は、災害の防止、安全・円滑な交通の確保、良好な景観の形成等が図られる無電柱化を推進するため、平成28年12月に「無電柱化の推進に関する法律」（以下「無電柱化法」という。）を施行し、区市町村においては、無電柱化推進計画の策定が努力義務となるなど、一層の無電柱化の推進が求められている。

東京都では、平成29年9月に施行した「東京都無電柱化推進条例」において全国に先駆けて電柱の新設を原則禁止することや、無電柱化の迅速な推進及び費用の縮減を図るための方策に関する調査研究、技術開発等を推進することを定めている。また、平成29年4月には新たな無電柱化支援策として無電柱化チャレンジ支援事業制度を創設し、区で無電柱化を進める際に課題となる狭い道路幅員や財源不足の解決のため、技術的支援や財政支援を行うこととした。

本区の無電柱化事業の取組は、平成17年10月に「目黒区電線類地中化整備基本方針」を改定し、優先整備路線5路線1,890mを定め、無電柱化を進めている。平成25年度に都立大学駅前を整備し、平成27年度からは東邦大学病院前で整備を進めている。この他、都市計画道路整備事業や市街地再開発事業にあわせて無電柱化を行い、現在4,639mの区道が無電柱化されている。

また、平成30年度からは、東京都のチャレンジ支援事業を活用し、本区の課題である平均幅員約4.8mの道幅の狭い区道の無電柱化やコスト縮減に向けた検討を行うための基礎調査を実施した。

国や都の計画・動向、本区の特性を踏まえ、区道の無電柱化を総合的、計画的に推進することを目的に「目黒区無電柱化推進計画」（以下「推進計画」という。）を策定することとし、令和2年3月に推進計画素案を取りまとめ、パブリックコメントを実施し、区民等からの意見を募集した。

このたび、パブリックコメントの実施結果を踏まえ、推進計画案を取りまとめた。

2 推進計画素案に対するパブリックコメントの実施結果

別紙1のとおり

3 推進計画素案からの主な変更内容

別紙2のとおり

4 推進計画案

概要版：別紙3のとおり、計画本編：別紙4のとおり

5 今後の予定

令和2年8月 4日 推進計画の策定

6日 都市計画審議会情報提供

以上

1 目黒区無電柱化推進計画素案に対するパブリックコメントの実施結果について

(1) 募集期間 令和2年4月9日(木) から 6月9日(火) まで

(2) 周知方法

ア 掲載場所

めぐろ区報(令和2年4月15日号掲載)、 目黒区公式ホームページ(令和2年4月9日(木)から 6月9日(火)まで掲載)

イ 閲覧場所

目黒区総合庁舎本館 1階区政情報コーナー ・ 6階みどり土木政策課 、 各地区サービス事務所(東部地区除く)
新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、一部期間のみ閲覧・配布

(3) 意見提出者状況

提出方法 メール 17件 郵送 2件

提出者	個人	団体	議会	合計
提出者数	9	3	1	13
(件数)	(12件)	(6件)	(1件)	(19件)

(4) 意見に対する対応区分の件数

対応区分	内容	件数
1	ご意見の趣旨に沿い、計画案に反映します。	1
2	ご意見の趣旨は素案に取り上げており、その趣旨に沿って計画を推進します。	11
3	計画案には取り上げませんが、整備を行う中でご意見の趣旨に沿って努力します。	0
4	ご意見の趣旨は、今後の検討課題とします。	4
5	ご意見の趣旨に沿うことは困難です。	2
6	その他(整備方針そのものではなく関連する取組等へのご意見やご質問、文言や表現方法等へのご指摘 など)	1
	合計	19

2 意見内容と検討結果

整理番号	区分	種別	意見内容(要旨)	関係所管	対応区分	検討結果
1	個人	メール	【無電柱化の必要性について】 無電柱化実施に反対。中止を望む。声さえあげられない、生活に苦しんでいる区民がいると思う。その中で無電柱化に、お金を使うより、経済的に困っている区民の生活保護に、お金を使って欲しい。	みどり土木政策課	5	無電柱化は、「都市防災機能の向上」「安全で快適な歩行環境の確保」「都市景観の向上及び良好な住環境の形成」の目的から重要な事業であり、最近の台風被害等の状況からも必要性が高まっています。一方で、無電柱化の一般的な方式である電線共同溝方式は多額のコストを要するため、無電柱化を進める上で大きな課題となっています。そこで、本計画では浅層埋設方式や小型ボックス活用などの低コスト化に取り組むとともに、国や都の補助制度を積極的に活用するなど、限られた区の財源を最小限にとどめる財源確保に努めて行くこととしています。 また、区では「ともにつくるみどり豊かな人間のまち」をまちづくりの方向と定め、様々な取り組みを進めており、無電柱化については、「環境に配慮した安全で快適なまち」の施策に位置付けております。そのため、低コスト化に取り組み、無電柱化を推進してまいります。
2	個人	メール	【無電柱化の必要性について】 無電柱化の費用対効果は小さいと判断する。予算は、教育・医療・福祉に優先的に回すべき。 また、無電柱化に税金使うよりも、緑地となる土地を購入して目黒区の緑地を増やしたい。それでも予算が余るのなら、区民税を減税すべきである。	みどり土木政策課	5	
3	個人	メール	【優先整備路線の選定について】 目黒通りの元競馬場交差点を曲がり、目黒4丁目郵便局前から大塚山公園を通り自然園下に至る道路があり、双方向でバス通りにもなっていますが、バスもギリギリすれ違っている状態である。そのため、無電柱化の優先整備道路に指定して欲しい。	みどり土木政策課	4	区道約350kmから路線の重要性、施工性、事業の優先度を評価し、整備計画路線約37kmを選定し、整備効果、経済性から優先整備路線を5路線選定しております。 今回、整備路線に選定されなかった路線については、今後のまちづくりや無電柱化の技術・経済性等の進展により検討してまいります。
4	個人	メール	【無電柱化の実施について】 無電柱化大賛成である。車の通れる道路は、早く無電柱化して欲しい。	みどり土木政策課	2	素案に関する賛成意見として承ります。

2 意見内容と検討結果

整理番号	区分	種別	意見内容(要旨)	関係所管	対応区分	検討結果
5	個人	郵送	<p>【良好な住環境の形成について】</p> <p>無電柱化推進計画の中で「良好な住環境の形成を図る」とある。ペットの尿糞について、現在は電柱をトイレ替わりとしているのが見受けられるが、電柱がなくなると家の門柱や、塀などに尿糞えをされる恐れがある。こちらについてもどう対処するか検討して欲しい。</p>	生活衛生課	6	区では、動物愛護イベント、犬の飼い方セミナーや狂犬病予防注射のお知らせの通知発送などを通して、パンフレットやマナー啓発プレートを配布するなど、散歩の際の糞及び尿の始末について周知啓発を行っています。
6	議会	郵送	<p>【無電柱化の整備方式について】</p> <p>本編P.11「3.2無電柱化の整備方式(1)無電柱化の手法」の3段落目について、</p> <p>「本区における無電柱化の整備手法は、一般的な電線共同溝方式を基本として推進していきます。」とあるが、「本区における無電柱化の整備手法は、無電柱化の対象となる地域・道路等の特性・実情を踏まえて、地域・道路毎に最適な手法を選択することを基本とし推進していきます。」などとすべきである。</p>	みどり土木政策課	1	<p>電線共同溝方式は、現在一般的な整備手法となっており、電線管理者からの協力や沿道への影響が少ないことから、基本的な整備手法としております。しかし、本区は道幅が狭いことから、電線共同溝方式の一つであるソフト地中化方式など、様々な整備手法を地域・道路等の特性を踏まえて、路線毎に最適な手法を検討していく必要があります。</p> <p>このことから、いただいたご意見を踏まえて、「本区における無電柱化の整備手法は、一般的な電線共同溝方式を基本とし、無電柱化の対象となる地域・道路等の特性・実情を踏まえて、最適な手法を検討し、推進していきます。」と修正します。</p>
7	個人	メール	<p>【優先整備路線の選定について】</p> <p>新しい幅員が広い区道は、施工性が高いが、安全性の観点からは緊急性が低いと考える。「防災および歩行の安全性」の観点から、消火活動上、明らかに支障をきたすと考えられる昔からの区道から計画的に取り組む。大きなトランスを上部に設置した電柱を目視調査し、その倒壊の危険性を排除すべく、優先的に取り組む。</p>	みどり土木政策課	2	区道約350kmから路線の重要性、施工性、事業の優先度を評価し、整備計画路線約37kmを選定し、整備効果、経済性から優先整備路線を5路線選定しております。ご意見の昔からの区道も優先整備路線に選定しており、計画的に整備してまいります。

2 意見内容と検討結果

整理番号	区分	種別	意見内容（要旨）	関係所管	対応区分	検討結果
8	個人	メール	【整備コストについて】 施工費は高額となるため、電柱の利用事業者（東電・通信企業、等）に工事費の一部負担を求めると共に、ガス、水道、歩道新設あるいは舗装工事と同時に施工を行い、コスト削減を図る。	みどり土木政策課	2	基本方針3の関係企業者間の協力・調整により整備期間の短縮やコストの削減に努めてまいります。 また、電線事業者は、電線共同溝特別措置法に基づき、建設負担金として工事費の一部を負担しています。
9	個人	メール	【無電柱化について】 賛成。	みどり土木政策課	2	素案に関する賛成意見として承ります。
10	個人	メール	【無電柱化の推進に向けた政策等について】 地域住民との説明会等を通じた街づくりの一環として取り組むこと、工事が長期間でコスト高であることから、複合工事の一環で効率化すること。そのため、整備路線の選定は都市計画道路整備、大規模公有地整備と同時並行する無電柱化を検討してほしい。	みどり土木政策課	2	ご意見の趣旨については、本編P.23に記載の通り、「無電柱化整備実施を検討している地区」に位置付けており、都市計画道路整備や市街地再開発事業等に併せて無電柱化を検討していきます。
11	団体	メール	【無電柱化の推進に向けた政策等について】 推進計画にあります適材適所での無電柱化を実施するとともに、新設電柱の抑制にも努める。 素案p.31に 市街地整備等に合わせた無電柱化、占用制度の検討とあるが、「電柱を増やさない政策」の実現を望む。	土木管理課	2	ご意見の趣旨については、本編P31に記載のとおり、国や東京都の検討状況を注視しつつ、調査検討を行います。
12	団体	メール	【優先整備路線の選定について】 基本方針2において道路幅員の狭い道路の無電柱化を進めるとあるが、路線の選定のところで、幅員6m未満の道路の抽出割合が50%と最も少なくなっている。これは矛盾しているのではないか。	みどり土木政策課	2	本推進計画では、歩道が設置されていない路線を含め検討の対象としておりますが、整備計画路線の選定に当たっては、事業の難易度（施工性）を評価したものです。

2 意見内容と検討結果

整理番号	区分	種別	意見内容（要旨）	関係所管	対応区分	検討結果
13	団体	メール	<p>【低コスト、短工期、新技術の導入について】</p> <p>基本方針3にコスト削減・工期短縮を図るとある。この中で、関係企業者間の協力・調整により整備期間の短縮を図りますとあるが、これまで、S61年から無電柱化を国を挙げて進めてきて、一番の課題は電線管理者の非協力的な態度であったことは誰もが認めるところである。電線管理者と協力して進めていくのは当然ですが、無電柱化に精通した独立的な第三者機関を議論に入れて、より、低コスト、短工期、新技術などの導入を図るなど、民間の活用は不可欠と思う。</p>	みどり土木政策課	2	ご意見の趣旨の通り、現在、区では、電線管理者や民間事業者と低コスト化や短工期、新技術導入に向けて取り組んでいるところであり、基本方針3及び4にも位置付けております。
14	団体	メール	<p>【単独地中化について】</p> <p>目黒区の無電柱化の現状を見て、単独地中化は1mmも進んでいない。無電柱化の推進に関する法律の制定により、緊急輸送路の占用制限など可能かと思う。また、本来無電柱化は電線管理者が実施すべきものであると思う。（世界的に見ても電線管理者が自費で実施している）単独地中化を電線管理者に実施してもらう計画を入れた方がいいと思う。</p>	みどり土木政策課	2	これまで約4.6kmの区道が無電柱化されており、その内2.9kmが単独地中化方式によるものです。電線管理者に対する無電柱化の要請等については、市街地再開発事業等の市街地整備に合わせた無電柱化を行う際に、無電柱化に関する法律12条に基づき、道路上の電柱又は電線の新たな新設の抑制、既存の電柱又は電線の撤去を要請するなど、積極的な働きかけに取り組んでまいります。

2 意見内容と検討結果

整理番号	区分	種別	意見内容（要旨）	関係所管	対応区分	検討結果
15	団体	メール	<p>【宅地開発の無電柱化について】</p> <p>戸建ての開発などで新規に電柱が増えるケースも目立つ。国交省の発出文書（国都計第133号R2年3月19日）にもそうした内容があるが、そうした状況が起きないように、宅地開発時には無電柱化をするよう開発事業者に要請する項目を入れるべきだと思う。さらに、無電柱化に取り組む開発事業者には補助金などを創設してインセンティブを与えることも必要と思う。</p>	みどり土木政策課 都市整備課	4	<p>市街地整備等に合わせた無電柱化については、関係事業者は無電柱化の働きかけを行っていくこととしています。また、東京都の都市開発諸制度においては、開発区域内の道路の無電柱化を義務付けることや、開発区域外の道路の無電柱化を公共的な貢献として評価し容積率の割増を行うことにより、無電柱化を促進しています。この度、国土交通省から、無電柱化の促進に関する法律を踏まえた開発許可制度の運用について通知が発出されており、開発行為により新たに設置される道路において、新たな占用を抑制することにより、無電柱化が求められております。占用制度については、国や東京都の検討状況を注視し、検討してまいります。</p>
16	個人	メール	<p>【宅地開発の無電柱化について】</p> <p>戸建ての開発などで新規に電柱が増えるケースが目立つ。そうした状況が起きないように宅地開発時に無電柱化するよう開発事業者に要請する項目を入れるべきだと思う。</p>	みどり土木政策課 都市整備課	4	<p>本区では、これまで電線管理者による単独地中化や都市計画道路整備、市街地再開発等により約4.6kmの無電柱化を行っております。</p> <p>また、地域の方が主体的にまちづくりの課題に取り組む「目黒区地域街づくり条例」を制定しており、この条例を活用し無電柱化の取組を支援することとしています。無電柱化の維持については、課題として顕在化しておりませんが、先進自治体等を注視しつつ、条例制定の必要性について検討してまいります。</p>
17	団体	メール	<p>【宅地開発の無電柱化について】</p> <p>日本で無電柱化の推進に成功している市町村は数少なく、実際に工事を行っても新規の開発時に無電柱化を維持できていないのが現状だと思う。無電柱化の成功にはつくば市等のように無電柱化に関わる条例を施行すべきだと考える。目黒区はこれから無電柱化に関する条例の施行を考えているか。また施行する予定がないのであれば、なぜ条例を定めないか。</p>	みどり土木政策課 都市整備課	4	<p>本区では、これまで電線管理者による単独地中化や都市計画道路整備、市街地再開発等により約4.6kmの無電柱化を行っております。</p> <p>また、地域の方が主体的にまちづくりの課題に取り組む「目黒区地域街づくり条例」を制定しており、この条例を活用し無電柱化の取組を支援することとしています。無電柱化の維持については、課題として顕在化しておりませんが、先進自治体等を注視しつつ、条例制定の必要性について検討してまいります。</p>

2 意見内容と検討結果

整理番号	区分	種別	意見内容（要旨）	関係所管	対応区分	検討結果
18	個人	メール	【優先整備路線の選定について】 基本方針2において道路幅員の狭い道路の無電柱化を進めるとあるが狭隘道路の多い目黒区にあっては、大事な施策かと思う。しかし、路線の選定のところで、幅員5m未満の道路の抽出割合が50%と最も少なく矛盾している。	みどり土木政策課	2	本推進計画では、歩道が設置されていない路線を含め検討の対象としておりますが、整備計画路線の選定に当たっては、事業の難易度（施工性）を評価したものです。
19	個人	メール	【低コスト、短工期、新技術の導入について】 基本方針3にコスト削減・工期短縮を図るとあり、重要な施策である。無電柱化は国策なので、電線管理者や民間事業者と三位一体で、低コスト、短工期、新技術導入を図ることが不可欠と思う。	みどり土木政策課	2	ご意見の趣旨の通り、現在、区では、電線管理者や民間事業者と低コスト化や短工期、新技術導入に向けて取り組んでいるところであり、基本方針3及び4にも位置付けております。

変更番号	変更箇所（ <u>下線部</u> が変更前後） （「 」については変更内容）	ページ	変更前	ページ	変更後																																																																																																																																																										
1	第1章 推進計画の目的と位置づけ等 1.3 計画の期間 文書・図の修正	4	<p>本計画の期間は、令和2年度から11年度までの10年間とします。<u>令和2年度策定予定の目黒区基本構想及び目黒区基本計画との整合を図ります。さらに、目黒区都市計画マスタープラン、目黒区関連計画及び国・東京都の無電柱化推進計画等の改定に際しても、整合を図ります。また、この間の社会情勢の変化を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。</u></p> <p>第1章 推進計画策定の目的と位置づけ等</p> <p><u>1.3 計画の期間</u></p> <p>本計画の期間は、令和2年度から11年度までの10年間とします。<u>令和2年度策定予定の目黒区基本構想及び目黒区基本計画との整合を図ります。さらに、目黒区都市計画マスタープラン、目黒区関連計画及び国・東京都の無電柱化推進計画等の改定に際しても、整合を図ります。</u></p> <p><u>また、この間の社会情勢の変化を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。</u></p> <p>表1-1 計画期間</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>...</th> <th>令和元年度 (2019)</th> <th>2年度 (2020)</th> <th>3年度 (2021)</th> <th>4年度 (2022)</th> <th>...</th> <th>6年度 (2024)</th> <th>...</th> <th>9年度 (2027)</th> <th>10年度 (2028)</th> <th>11年度 (2029)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目黒区</td> <td colspan="2">目黒区基本構想(20年計画)</td> <td colspan="8">目黒区基本構想(20年計画)</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="5">目黒区基本計画(10年計画)</td> <td colspan="5">目黒区基本計画(10年計画)</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="5">目黒区都市計画マスタープラン</td> <td colspan="5">目黒区都市計画マスタープラン</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">目黒区電線地中化整備基本方針</td> <td colspan="8">目黒区無電柱化推進計画</td> </tr> <tr> <td>国</td> <td colspan="10">無電柱化推進計画</td> </tr> <tr> <td>東京都</td> <td colspan="10">東京都無電柱化推進計画</td> </tr> </tbody> </table>	...	令和元年度 (2019)	2年度 (2020)	3年度 (2021)	4年度 (2022)	...	6年度 (2024)	...	9年度 (2027)	10年度 (2028)	11年度 (2029)	目黒区	目黒区基本構想(20年計画)		目黒区基本構想(20年計画)									目黒区基本計画(10年計画)					目黒区基本計画(10年計画)						目黒区都市計画マスタープラン					目黒区都市計画マスタープラン						目黒区電線地中化整備基本方針		目黒区無電柱化推進計画								国	無電柱化推進計画										東京都	東京都無電柱化推進計画										4	<p>本計画の期間は、令和2年度から11年度までの10年間とします。</p> <p>第1章 推進計画策定の目的と位置づけ等</p> <p><u>1.3 計画の期間</u></p> <p>本計画の期間は、令和2年度から11年度までの10年間とします。</p> <p>表1-1 計画期間</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>...</th> <th>令和元年度 (2019)</th> <th>2年度 (2020)</th> <th>3年度 (2021)</th> <th>4年度 (2022)</th> <th>...</th> <th>6年度 (2024)</th> <th>...</th> <th>9年度 (2027)</th> <th>10年度 (2028)</th> <th>11年度 (2029)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目黒区</td> <td colspan="2">目黒区基本構想(20年計画)</td> <td colspan="8">目黒区基本構想(20年計画)</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="5">目黒区基本計画(10年計画)</td> <td colspan="5">目黒区基本計画(10年計画)</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="5">目黒区都市計画マスタープラン</td> <td colspan="5">目黒区都市計画マスタープラン</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">目黒区電線地中化整備基本方針</td> <td colspan="8">目黒区無電柱化推進計画</td> </tr> <tr> <td>国</td> <td colspan="10">無電柱化推進計画</td> </tr> <tr> <td>東京都</td> <td colspan="10">東京都無電柱化推進計画</td> </tr> </tbody> </table>	...	令和元年度 (2019)	2年度 (2020)	3年度 (2021)	4年度 (2022)	...	6年度 (2024)	...	9年度 (2027)	10年度 (2028)	11年度 (2029)	目黒区	目黒区基本構想(20年計画)		目黒区基本構想(20年計画)									目黒区基本計画(10年計画)					目黒区基本計画(10年計画)						目黒区都市計画マスタープラン					目黒区都市計画マスタープラン						目黒区電線地中化整備基本方針		目黒区無電柱化推進計画								国	無電柱化推進計画										東京都	東京都無電柱化推進計画									
...	令和元年度 (2019)	2年度 (2020)	3年度 (2021)	4年度 (2022)	...	6年度 (2024)	...	9年度 (2027)	10年度 (2028)	11年度 (2029)																																																																																																																																																					
目黒区	目黒区基本構想(20年計画)		目黒区基本構想(20年計画)																																																																																																																																																												
	目黒区基本計画(10年計画)					目黒区基本計画(10年計画)																																																																																																																																																									
	目黒区都市計画マスタープラン					目黒区都市計画マスタープラン																																																																																																																																																									
	目黒区電線地中化整備基本方針		目黒区無電柱化推進計画																																																																																																																																																												
国	無電柱化推進計画																																																																																																																																																														
東京都	東京都無電柱化推進計画																																																																																																																																																														
...	令和元年度 (2019)	2年度 (2020)	3年度 (2021)	4年度 (2022)	...	6年度 (2024)	...	9年度 (2027)	10年度 (2028)	11年度 (2029)																																																																																																																																																					
目黒区	目黒区基本構想(20年計画)		目黒区基本構想(20年計画)																																																																																																																																																												
	目黒区基本計画(10年計画)					目黒区基本計画(10年計画)																																																																																																																																																									
	目黒区都市計画マスタープラン					目黒区都市計画マスタープラン																																																																																																																																																									
	目黒区電線地中化整備基本方針		目黒区無電柱化推進計画																																																																																																																																																												
国	無電柱化推進計画																																																																																																																																																														
東京都	東京都無電柱化推進計画																																																																																																																																																														

変更番号	変更箇所（ <u>下線部</u> が変更前後） （「 」については変更内容）	ページ	変更前	ページ	変更後
2	第3章 無電柱化の課題と整備方式 3.2 無電柱化の整備方式 (1) 無電柱化の手法 文章の修正	11	<p>本区における無電柱化の整備手法は、一般的な電線共同溝方式を基本として<u>推進していきま</u> <u>す。</u></p> <p><u>3.2 無電柱化の整備方式</u></p> <p>(1) 無電柱化の手法</p> <p>無電柱化の整備方式は、電線類を地中に埋設することにより、道路から電柱及び電線類をなくす「電線類地中化」と、電線類を道路から見えない部分に移設することで、電柱を撤去する「電線類地中化以外」の二つに大別されます。</p> <p>電線類地中化の一般的な整備方式は、電線類を専用の管路に収容してまとめて地中に埋設する「電線共同溝方式」であり、電線共同溝の占用予定者（電気、通信等の電線管理者）が一定の建設負担金を支払うほか、残りを道路管理者の負担及び国と都の補助金で賄っています。</p> <p>この他、道路掘削を行う必要が無く、電線類地中化に比べて安価で工事期間も短くて済む「軒下配線」「裏配線」といった電線類地中化以外の整備方式も用いられています。</p> <p><u>本区における無電柱化の整備手法は、一般的な電線共同溝方式を基本として推進していきま</u> <u>す。</u></p>	11	<p>本区における無電柱化の整備手法は、一般的な電線共同溝方式を基本とし、<u>無電柱化の対象となる地域・道路等の特性・実情を踏まえて、最適な手法を検討し、推進していきま</u> <u>す。</u></p> <p><u>3.2 無電柱化の整備方式</u></p> <p>(1) 無電柱化の手法</p> <p>無電柱化の整備方式は、電線類を地中に埋設することにより、道路から電柱及び電線類をなくす「電線類地中化」と、電線類を道路から見えない部分に移設することで、電柱を撤去する「電線類地中化以外」の二つに大別されます。</p> <p>電線類地中化の一般的な整備方式は、電線類を専用の管路に収容してまとめて地中に埋設する「電線共同溝方式」であり、電線共同溝の占用予定者（電気、通信等の電線管理者）が一定の建設負担金を支払うほか、残りを道路管理者の負担及び国と都の補助金で賄っています。</p> <p>この他、道路掘削を行う必要が無く、電線類地中化に比べて安価で工事期間も短くて済む「軒下配線」「裏配線」といった電線類地中化以外の整備方式も用いられています。</p> <p><u>本区における無電柱化の整備手法は、一般的な電線共同溝方式を基本とし、無電柱化の対象となる地域・道路等の特性・実情を踏まえて、最適な手法を検討し、推進していきま</u> <u>す。</u></p>

変更 番号	変更箇所（ <u>下線部</u> が変更前後） （「 <u> </u> 」については変更内容）	ページ	変更前	ページ	変更後
3	<p>第3章</p> <p>無電柱化の課題と整備方式</p> <p>3.2 無電柱化の整備方式</p> <p>(3) ソフト地中化方式</p> <p>写真の差替え</p>	12	<p>本区での採用実績はありませんが、品川区の戸越銀座商店街や江戸川区の平井地区などで、この手法が採用されています。</p>  <p>図 3-7 ソフト地中化方式のイメージ 【出典：国土交通省「M-3」】</p>	12	<p>本区での採用実績はありませんが、品川区の戸越銀座商店街や江戸川区の平井地区などで、この手法が採用されています。</p>  <p>図 3-5 ソフト地中化方式のイメージ 【出典：国土交通省「M-3」】</p>  <p>ソフト地中化の全景（戸越銀座商店街） ソフト地中化の近景（北品川商店街）</p>

1. 推進計画の目的と位置づけ等

背景と目的（本編 P1～3）

道路上に設置された電柱は、防災・安全・景観の観点から無電柱化の必要性が高まっています。令和元年の台風 15 号及び 19 号等、近年電柱が倒壊し大規模停電が発生する地震や台風が多発しています。また、電柱が林立し電線が輻輳した状況は、良好な景観形成を阻害するだけでなく、歩行者や車いす、ベビーカーの通行の妨げになっています。

本区では、災害の防止、安全で快適な交通の確保、良好な景観形成を図るため、基本的な方針、優先的に無電柱化を行う路線及び施策等を定め、「目黒区無電柱化推進計画」を策定し、総合的、計画的に無電柱化を推進します。

整備前



整備後



計画の位置づけ（本編 P3）

無電柱化法第 8 条において、策定が努力義務とされている「市町村無電柱化推進計画」として定めます。また、「目黒区基本構想」、「目黒区基本計画」や「目黒区都市計画マスタープラン」等を上位計画とし、「目黒区地域防災計画」、「目黒区交通バリアフリー推進基本構想」、「目黒区景観計画」等を関連計画と位置づけます。

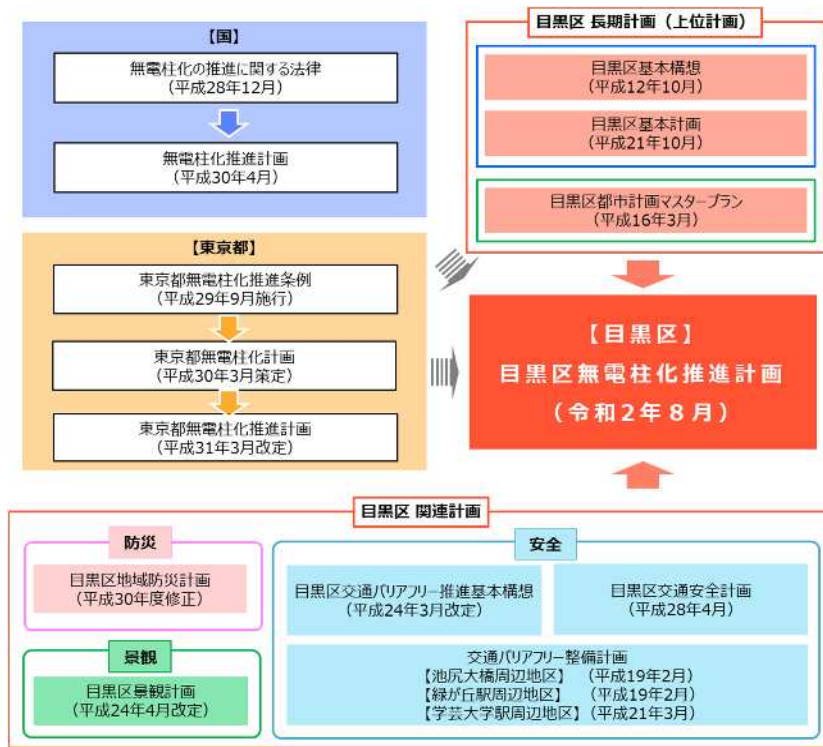


図 計画の位置づけ

計画の期間（本編 P4）

令和 2 年度から 11 年度までの 10 年間

2. 目黒区におけるこれまでの取組と現状

目黒区これまでの取組（本編 P6）

平成 11 年 3 月に目黒区電線類地中化整備基本方針を策定し、平成 17 年 10 月には、この基本方針を改定し、区道 26.7km を整備対象路線と位置づけ、この路線の中から、優先的に地中化を行う路線として都立大学駅前、洗足駅前、柿の木坂通り南、東邦大学病院前、東京共済病院周辺の 5 路線 1.89km を選定し、無電柱化を進めています。平成 25 年度は都立大学駅前が完成し、27 年度からは東邦大学病院前で事業に着手しました。

平成 30 年度末までに、都市計画道路の整備や市街地再開発事業で行う無電柱化も含めて、合計 4.64km の整備が完了しています。

目黒区の無電柱化の現状（本編 P7）

本区の無電柱化の目標は、平成 21 年 10 月に策定した目黒区基本計画の重点プロジェクトの中で、令和元年度末で整備対象路線 26.7km に対し、進捗率を 24% と設定しています。

進捗率は平成 30 年度末で 17.4% であり、平成 20 年度末の 14.4% から 3.0 ポイント上昇しているものの、目標の達成には至っていません。

目標の達成には、区で行う電線共同溝整備の着実な推進と、地域住民や事業者がまちづくりの中で行う無電柱化との連携が重要となります。

3. 無電柱化の課題と整備方式

無電柱化推進の課題（本編 P9～10）

課題 1 道幅の狭い道路

本区における区道の平均幅員は約 4.8m であり、23 区の中でも平均幅員が非常に狭く、大半が歩道のない道路となっていることから、地上機器の設置場所や電線類の地下埋設位置の確保が困難であり課題となっています。

課題 2 多額の整備コスト

電線共同溝の整備費は、施設延長（電線共同溝施設の延長）で道路管理者負担が約 3.5 億円/km、電線管理者負担が約 1.8 億円/km と多額の整備コストがかかります。本区のように既設の道幅の狭い道路で電線共同溝を整備する際には、より多額の整備コストがかかる場合が多く、事業の進捗に大きな影響を与えています。

課題 3 長期にわたる整備期間

無電柱化の一般的な方式である電線共同溝方式は、設計・手続きから、電線・電柱の撤去工事を経て、舗装復旧工事の完了までに、道路延長約 400m を行った場合、約 7 年の期間が必要となります。

課題 4 地域住民との合意形成

電線共同溝の整備には長期にわたる工事期間を要することから、工事等に伴う交通の規制や工事の騒音等、地域住民の理解と協力を得ることが重要です。また、地上機器の設置場所については、沿道住民との合意形成が必要となります。

表 無電柱化の整備状況

番号	路線名	年度	道路延長 (m)	進捗率
1	H19 年度以前の路線	S61～H19	3,171	11.9%
2	補助 19 号線（新茶屋坂通り）	H20	434	13.5%
3	上目黒一丁目地区再開発	H21	230	14.4%
4	大橋地区再開発	H24	140	14.9%
5	補助 30 号線	H25	380	16.3%
6	都立大学駅前	H25	284	17.4%
合計			4,639	17.4%

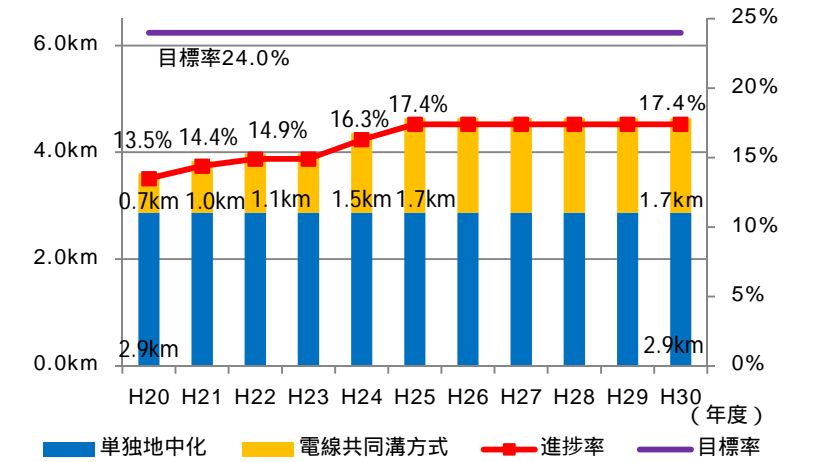


図 無電柱化の進捗率

無電柱化の整備方式（本編 P11～12）

○電線共同溝方式

電線共同溝方式は、現在の一般的な整備手法であり、道路の地下空間を活用して電線類をまとめて収容する無電柱化の手法で、沿道の各戸へは地下から電力線や通信線等を引き込む仕組みとなっています。本区では、電線共同溝方式を基本として推進していきます。

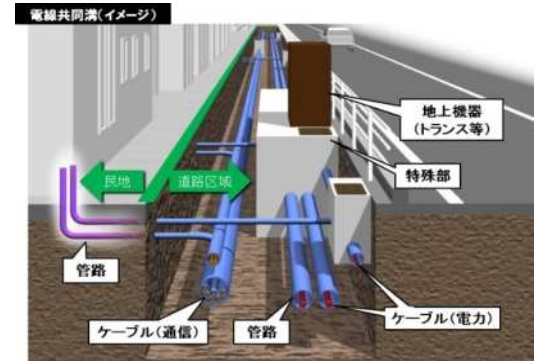


図 電線共同溝方式の概要

○ソフト地中化方式

ソフト地中化とは電線共同溝の一つで、従来からの一律の地中化整備にこだわることなく、地域の状況に合わせ柔軟に地中化整備を行う方式で、歩道が狭い等、地上機器（変圧器）を設置できない場合に、変圧器等を街路灯等の柱上に設置する手法です。



図 ソフト地中化方式のイメージ

4. 無電柱化の推進に関する目的及び基本的な方針（本編 P13～14）

無電柱化の「3つの目的」

【防災】都市防災機能の向上

【安全】安全で快適な歩行空間の確保

【景観】都市景観の向上及び良好な住環境の形成

基本方針 1

無電柱化を優先的に進める路線を選定し効率的・効果的に無電柱化を進める

- ・より高い整備効果を図るため、無電柱化を検討する路線として整備計画路線を選定し、その中から今後10年間に着手、整備する路線として優先整備路線を選定します。
- ・無電柱化を優先的に進める路線を明確にし、重点的な整備を行っていきます。

基本方針 2

効率的な整備方式の活用について検討し、道幅の狭い道路の無電柱化を進める整備手法は一般的な電線共同溝方式を基本としますが、民地、公共用地を活用した地上機器の設置やソフト地中化方式などの効率的な整備方式の活用について検討し、道幅の狭い道路で無電柱化を進めます。

基本方針 3

新たな整備手法を活用し、整備コストの縮減、工期の短縮を図る

- ・浅層埋設方式や小型ボックス活用埋設方式などの低コスト手法を活用し、コスト縮減、工期短縮を図っていきます。
- ・関係企業者間の協力・調整により、整備期間の短縮を図ります。

基本方針 4

まちづくりにあわせて地域住民等との協働により無電柱化に取り組む

- ・まちづくり等で行う無電柱化については、地域住民や事業者との協働により無電柱化に取り組みます。
- ・地域住民自らが無電柱化を検討する際、その取組に対し支援を行っていきます。

無電柱化の「4つの基本方針」

5. 路線の選定

路線選定の流れ（本編 P15）

区道の無電柱化を総合的、計画的に推進するため、3つの目的である「防災」、「安全」、「景観」の視点から「整備計画路線」、「優先整備路線」などを選定し、無電柱化を推進します。

優先整備路線の選定（本編 P19～22）

計画期間内に事業着手又は整備する路線として、優先整備路線5路線、延長約2.4kmを選定しました。



図 路線選定の流れ

6. 無電柱化整備実施を検討している地区（本編 P23～24）

都市計画道路整備や市街地再開発事業等に併せて無電柱化を行う場合、まちづくりの中で無電柱化の検討を行っていきます。「無電柱化整備実施を検討している地区」は、令和元年度末時点において、2地区約0.4kmとなります。

7. 整備目標（本編 P25）

計画期間中(令和11年度まで)に優先整備路線及び無電柱化整備実施を検討している路線の内、約2.8kmの事業着手、整備を目指します。

8. 無電柱化の推進に向けた施策等（本編 P27～32）

施策 1

「課題1 道幅の狭い道路」に対する取組
 (1) 民地・公共用地を活用した地上機器設置の検討 (2) ソフト地中化方式の活用

施策 2

「課題2・3 多額の整備コストと長期にわたる整備期間に対する取組」
 (1) 低コスト手法・工期短縮 (2) 財源確保に向けた補助制度の活用

施策 3

「課題4 地域住民との合意形成に対する取組」
 (1) 地域住民との合意形成 (2) 目黒区地域街づくり条例の活用

9. 計画推進に向けた取組

無電柱化の推進体制（本編 P33）

計画的に事業を推進するため、区で事業に着手する優先整備路線については、道路管理者、電線管理者、地方公共団体などからなる関東地区無電柱化協議会や東京都無電柱化地方協議会を活用し、無電柱化の推進に係る調整を行います。

関東地区無電柱化協議会	関東地方推進計画等の策定 (実施箇所の選定、集計等) 関東地方の道路管理者、警察、総務省、経済産業省の 地方局、電線管理者等
東京都無電柱化地方協議会	東京都での具体箇所の調整、集計 東京都内の道路管理者、警察、電線管理者等
路線毎の企業者調整会議	具体の箇所の事業の実施の調整 具体の箇所の道路管理者、電線管理者等

計画の推進主体の役割（本編 P34）

地域住民と行政、関係事業者が協力し、円滑な事業推進が図られるように、行政が主体となって働きかけを行います。本区においては三者が役割分担しつつ協働で計画を推進していくこととします。



図 計画の推進主体の役割

計画の進行管理（本編 P35）

計画の進行管理は、PDCAサイクルに基づいて行うことを基本とします。

その他の施策等

- (1) 市街地整備等に合わせた無電柱化
- (2) 占用制度の検討
- (3) 地上機器の有効活用
- (4) 広報・啓発活動



地上機器の美装化